

大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務委託公募型プロポーザル 質問及び回答

令和6（2024）年6月11日

総合政策部総合政策課

No.	質問内容	回答
1	搬入出は前後各1日となっているが、延長利用は可能か。	準備・撤収は前後1日間の割り当てであり、それ以外は別の主催者による催事が予定されることから、延長利用はできません。
2	EXPO内で同時開催の他催事との搬入出調整を行う窓口はあるか。	2025年日本国際博覧会協会を介し、調整を行うことを想定しています。
3	EXPO内で同時開催の他催事との境界線の分割方法は決まっているか。	現時点では未定です。本プロポーザルにおける提案に当たっては、仕様書に基づき行ってください。
4	EXPO内で同時開催の他催事との音量/においなどの制限はあるか。	音量及びにおいについても規制基準が示される予定です。現時点では、音量としては60dB前後、臭気としては10未満を想定してください。
5	控室やキッチンなど施設は利用可能か。	【控室】 主催者側で使うための控室は無いことから、提案していただくバックヤード内に確保する必要があります。 【キッチン】 キッチンを含め、催事実施に当たり必要な備品等は全て主催者側で用意する必要があります。
6	県ブースへの入場管理は必要か。	入場に当たり事前予約などの入場管理は想定していませんが、円滑な実施に向けて必要であれば提案ください。
7	県ブース来場者の個人情報の取得は必要か。	個人情報の取得は必要ありません。
8	県知事などVIP待遇を行う必要はあるか。	県知事等の出席は想定しておりますが、それに伴う特別な設備や控え室等の準備は必要ありません。
9	県が指定する移動/宿泊が伴う県職員の想定人数と宿泊数をおしえてほしい。	現時点の想定では、延べ45人、45日泊を想定しています。
10	説明会時に投影されていた資料は提供してもらえるか。	投影資料については提供しないこととしています。
11	令和6年度、7年度で予算を分けて記載しているが、令和6年度に配分が寄っている理由はなにか。	各年度の上限額を示したものであり、本上限額を踏まえご提案ください。
12	令和6年度、7年度で分けている予算について、企画・展示内容に応じて後半に予算を寄せるなど、配分の変更は可能か？	各年度の上限額を示したものであり、本上限額を踏まえご提案ください。
13	「大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務委託仕様書」の「6業務内容」（2）ア（1）について メッセの使用料の支払い時期について「別途指示があった場合」と記載されているが、現段階ではどの年度にいれるかは事業者において仮想定でよいか。	現時点で支払時期の提示はありませんが、開催の3ヶ月前（R7. 3月）の支払いで想定してください。

No.	質問内容	回答
14	会場レイアウト例は56m×12mと記載があるが、EXPOメッセの会場図面を見ると工事のできない入り口部分なども含めてのサイズで表記されている。実際に施工可能なエリアの寸法（面積）を教えてください。また、製図に当たりVectorやCADなどの製図データもほしい。設計に当たり会場レギュレーションも教えてください。	現時点ではどのようにスペースが割り当てられるか未定であり、詳細な製図や会場レギュレーション等は提供されていません。本プロポーザルにおける提案に当たっては、仕様書により行ってください。
15	会場費の使用料と支払時期を教えてください。	会場使用料については、2025年日本国際博覧会協会作成の「催事施設概要」を参考としてください。なお、準備・撤去を含めた5日間の施設使用料は、2/6区画使用であることから2,961,200円と試算しているほか、加えて施設維持管理費用（共益費等）及び水道光熱・施設常設の通信費用等が別途必要であることから、使用料全体としては契約上限額の1.5割程度を見込んでいます。また、現時点で支払時期の提示はありませんが、開催の3ヶ月前（R7.3月）の支払いで想定してください。
16	再委託の規定について、受託者となる法人が制作会社などを協力企業として、両社で協働して業務にあたることはよろしいか。	参加資格として、単独の法人若しくは個人又は複数の法人若しくは個人による共同企業体であることとしておりますので、協働して業務に当たる場合は共同企業体として参加いただくか、または、仕様書9(4)再委託に則りご対応ください。
17	県職員やスタッフ等に係る価格高騰や調達の高リスクが高い宿泊費・交通費について、一旦委託料とは別途での検討は可能か。また、変動リスクの程度を最小限にとどめて試算するか、あるいは振れ幅も考慮して試算するかでの差も大きいですが、この点について見解や指摘などあるか。	委託料と別途での検討はできません。本業務全体に係る経費を踏まえご提案ください。また、変動リスク等の考え方についても提案者において経済状況等を勘案し、契約上限額の範囲内で円滑に催事を実施できるようご提案ください。
18	仕様書P7「業務の履行に関する措置」では、計画の変更や定めのない事項が生じたときは、「県と協議を行い(中略)契約額の範囲内で遂行」と書かれている。一方で新たな追加要件や大幅な変更には物理的にも費用が発生することが懸念されるが、いかなる場合でも追加費用の相談や協議はできないという事になるのか。	契約上限額の範囲内での実施を予定しており、原則、契約額の変更については、想定しておりません。